

山梨県公報

第二百五十二号

令和四年

一月十三日

木曜日

目次

告示

○道路の供用開始……………五

○建築基準法に基づく道路位置指定(三件)……………五

公告

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………六

○県営土地改良事業の工事の完了……………六

○土地改良区役員の退任……………六

○開発行為に関する工事の完了について……………六

告示

山梨県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年二月三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年一月十三日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市芦安芦倉字柴平一 六三五番二地先から 南アルプス市芦安芦倉字柴平官 有無番地地先まで	一四七・九	令和四年一 月十三日

山梨県告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十三日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

一 指定の年月日 令和三年十二月二十四日

二 指定道路の位置 笛吹市石和町東高橋字梅ノ木三百九十五番一

三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇一メートル

四 指定道路の延長 五十六・三三メートル

山梨県告示第四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十三日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

一 指定の年月日 令和四年一月六日

二 指定道路の位置 笛吹市石和町山崎字伊勢宮百十五番十一

三 指定道路の幅員 最大六・一一メートル 最小六・〇四メートル

四 指定道路の延長 七十九・四五メートル

山梨県告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十三日

山梨県知事

長

崎

幸太郎

一 指定の年月日 令和四年一月五日

二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田字熊穴四五二八番一

三 指定道路の幅員 六・〇一メートル

四 指定道路の延長 三十七・〇〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年一月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- 届出の概要

 - 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスポみのぶ 山梨県南巨摩郡身延町飯富字宮の外二千三百九番二百十外
 - 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外二者	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外三者

- 変更の年月日 令和三年十一月二十六日
- 届出年月日 令和三年十二月二十四日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和四年五月十三日まで

● 県営土地改良事業の工事の完了
県営土地改良事業（八ヶ岳南麓地区八ヶ岳牧場整備事業）の工事は、令和三年七月十五日をもって完了した。

令和四年一月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

● 土地改良区役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上野原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和四年一月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	山口正文	上野原市上野原四千八十四番地	令和三年十二月六日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字下土足戸四百四十九番、四百四十九番二、四百四十九番乙、四百五十番、四百五十七番、四百五十八番一、四百六十番一、五百六番、五百七番、五百七番二及び五百二十番一の区域
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町大石二千四百九十八番地二 富士望株式会社 代表取締役 青木集一